## 管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の変更公告

日本道路公団が公告しました管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間を下記のとおり変更し、平成26年４月１日から実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年３月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

２料金の項を次のとおり改める。

２　料金

⑴　料金の額

平成30年３月31日までの１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

| 車種区分 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 | 軽車両等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　　金 | 97.088 | 142.858 | 194.175 | 238.096 | 380.953 | 20.000 |

平成30年４月１日以降の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税率を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

| 車種区分 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 | 軽車両等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　　金 | 95.239 | 95.239 | 95.239 | 142.858 | 285.715 | 19.048 |

㈱　上表の車種を構成する自動車等の種類は、別表のとおりとする。

⑵　割引制度

①　回数券割引

イ　割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ　割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ　経過措置

従前の料金に係る回数券については、本許可の適用日から６か月間に限り、従前と同様に使用できるものとする。

②　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑶　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引する自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設置する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

## 首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成23年12月28日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」を平成26年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 26 年３月 31 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

記

〔１〕　高速道路の路線名

⑴　都道首都高速１号線
⑵　都道首都高速２号線
⑶　都道首都高速２号分岐線
⑷　都道首都高速３号線
⑸　都道首都高速４号線
⑹　都道首都高速４号分岐線
⑺　都道首都高速５号線
⑻　都道首都高速６号線
⑼　都道首都高速７号線
⑽　都道首都高速８号線
⑾　都道首都高速９号線
⑿　都道首都高速晴海線のうち東京都江東区豊洲六丁目から同区有明二丁目までの区間
⒀　都道首都高速11号線